

私立学校法実務の決定版 学校法人寄附行為作成例の逐条解説も収録！



実務 私立学校法

弁護士・同志社大学法科大学院客員教授 小國隆輔 著

2024年5月刊 A5判 720頁 定価8,800円(本体8,000円) 978-4-8178-4959-5
商品番号:40991 略号:私立

理事選任機関の構成・運営、評議員の選解任、役員等の兼職の制限、役員等の構成の要件、
学校法人の意思決定、監査体制、理事・監事・評議員、理事会・評議員会の運営、決算スケジュール等々
令和5年改正による改正前の実務と改正後の実務を比較しながら詳説

令和5年改正私立学校法を 手早く勉強したいなら

見出しと「ポイント」の記載を順に追って
いけば、令和5年改正の全体像を大まか
に把握できます

令和5年改正私立学校法に 対応したいなら

見出しと「ポイント」を押さえた後、
「寄附行為作成例の逐条解説」を読めば、
改正法施行前に行うべき業務のために
最低限必要な知識を得られます

私立学校法を 手堅く専門的に学ばなら

令和5年改正後の私立学校法の条文と、
主要な裁判例に言及しており、資料編の
法文と照らし合わせながら通読すれば、
実務に必要な知識を得られます

第1編 私立学校法

第1章 私学法務の全体像

第2章 令和5年改正の概要

第1節 令和5年改正の概要

第2節 経過措置

第3章 学校法人と私立学校

第1節 学校法人

第2節 私立学校

第4章 寄附行為

第1節 寄附行為とは

第2節 寄附行為の記載事項

第3節 寄附行為の変更

第4節 寄附行為作成例

第5章 学校法人の機関

第1節 学校法人の機関—総論

第2節 理事選任機関

第3節 理事

第4節 理事長、代表業務執行理事、
業務執行理事

第5節 理事会

第6節 理事会決議の瑕疵

第7節 監事

第8節 評議員

第9節 評議員会

第10節 会計監査人

第11節 役員等の報酬

第12節 役員等の損害賠償責任

第6章 事業計画及び事業報告

第7章 収益事業

第8章 情報公開

第9章 登記

第10章 会計

第11章 設立

第12章 学校法人の再編と再建

第1節 合併

第2節 組織変更

第3節 事業譲渡と分離

第4節 経営者の交代

第13章 解散と清算

第14章 大臣所轄学校法人等の特例

第15章 訴訟

第16章 罰則

第17章 私学行政と私学振興

第1節 所轄庁

第2節 私立学校審議会等

第3節 行政処分

第4節 私学振興

第2編 寄附行為作成例の逐条解説

第1章 総則

第2章 目的及び事業

第3章 機関の設置

第4章 理事会及び理事

第5章 監事

第6章 評議員会及び評議員

第7章 理事会と評議員会の協議

第8章 会計監査人

第9章 予算及び事業計画等

第10章 資産及び会計

第11章 寄附行為の変更

第12章 解散及び合併

第13章 補則

巻末資料

書式1 責任限定契約書

書式2 補償契約書

書式3 役員及び評議員の報酬等の支給の基準

【報酬を支給する場合】

書式4 役員及び評議員の報酬等の支給の基準

【無報酬とする場合】

書式5 意思表示書面(理事会)

書式6 意思表示書面(評議員会)

資料1 私立学校法

資料2 改正前私立学校法

資料3 学校法人寄附行為作成例

資料4 改正前学校法人寄附行為作成例

資料5 内部統制システムの整備について

Point
(1) 理事の資格や構成について、新しい規律が設けられた。特に、理事と評議員の兼職が全面的に禁止されることは、改正前私学法からの大きな変更点である。
(2) 理事の中には、少なくとも1人は、設置校の校長が含まれていなければならない。
(3) 理事の中には、外部理事が1人以上(大臣所轄学校法人等では2人以上)含まれていなければならない。
(4) 理事は、他の2人以上の理事、監事、2人以上の評議員と、特別利害関係があってはならない。他の理事1人と特別利害関係があることは許されるが、他の理事と特別利害関係がある理事は、理事総数の3分の1以内に収めなければならない。

改正のポイントを
丁寧に解説!

第8条(理事の選任) 私案:理事会を理事選任機関とする場合

(理事の選任)

第8条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

一 学長(校長)のうちから理事会において選任した者 ○名

二 前号に掲げるもののほか、理事会において選任した者 ○名

2 前項第1号に定める理事は、その職を退いたときは理事の職を失うものとする。

3 前条の理事選任機関は、理事の総数が○名を下回ることとなるときに備えて、補次の理事を選任することができる。

(1) 第7条と同様に、著者の私案として、理事会を理事選任機関とする場合の条文例を示しておく。

(2) 本案1項1号は、理事には設置校の校長(学長、園長を含む)が含まなければならないというルール(新法31条4項1号)に対応した条文である。

日本加除出版

営業部
TEL:03-3953-5642
FAX:03-3953-2061

X (旧 Twitter) @nihonkajo
www.kajo.co.jp



日本加除出版HP

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号

営業時間:月~金(祝日除く) 9:00-17:00